

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-18)

政策 ^(※1) 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供			分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 公的統計が整備され、それにより精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことができ、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する [中間アウトカム]: 基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況	当初予算(a)	22,073	28,098	29,376	97,019
		補正予算(b)	1,536	836	60	0
		繰越し等(c)	△1,347	663	765	
		合計(a+b+c)	22,262	29,597	30,201	
執行額		21,657	28,718	29,107		

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
公的統計の整備に関する基本的な計画 (第Ⅱ期)	平成26年3月25日	※全般的に関係
公的統計の整備に関する基本的な計画 (第Ⅲ期)	令和2年6月2日	※全般的に関係
経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	【本文】 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革 ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 (i) データの積極的活用に向けた公的統計の整備とEBPMの推進 政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。 個別統計の分析審査及びPDCAサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。 統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。

<p>政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>未来投資戦略2017 -Society5.0の実現に向けた改革-</p>	<p>平成29年6月9日</p>	<p>【本文】 第2 具体的施策 II Society 5.0 に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出 1. データ活用基盤の構築 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)公共データのオープン化の推進 ・(中略)官民データ活用推進戦略会議で設定した官民データ活用に向けた重点分野を中心に、新サービス創出や社会課題の解決等につながる形でのデータのオープン化を推進する。 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)政府横断での行政手続コスト削減の徹底 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。各省庁は本年6月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手する。来年3月までに規制改革推進会議行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定する。なお、進捗状況については、規制改革推進会議行政手続部会がフォローアップを行う。</p> <p>【中短期工程表】 「データ活用基盤の構築」 2017年度以降 ・API機能及び統計GIS機能の改善並びに対象データの拡充・統計データの利用環境の充実 ・LODデータの拡充 「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」① 2017年度～2019年度 ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減する。(中略)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応。 ・進捗状況については、行政手続部会がフォローアップ。</p>
	<p>女性活躍加速のための重点方針2018</p>	<p>平成30年6月12日</p>	<p>II あらゆる分野における女性の活躍 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (9)国際的な協調及び貢献に向けた取組 ⑤第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催 各国・国際機関における取組を普及・共有することを目的として、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」の我が国での開催に向けて、必要な準備を進め、フォーラムの実施を通じて、国際的なジェンダー統計の発展に貢献する。</p>
	<p>男女共同参画白書</p>	<p>令和元年6月14日</p>	<p>【本編】 II 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 第1部 平成30年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進 第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進 (7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月閣議決定)においては、第4次基本計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。 第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 第2節 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮 5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信 総務省は、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。73の国及び国際機関等から統計専門家、統計のユーザーや研究者等、約170人が参加し、経済、労働、気候変動、人権等の9つのテーマについて、日本を含む32の国及び国際機関等が、ジェンダー統計の作成、活用、分析に関する取組について、延べ46件の発表を実施した。</p>

	<p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>令和元年6月14日</p>	<p>第2部 II 施策集 II-(2)オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】</p> <p>○[No.2-11] 統計データのオープン化の推進・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 ・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 <p>KPI(進捗): e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数、匿名データ及び調査票情報の提供数 KPI(効果): e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数及びオンサイト施設利用数</p>
	<p>統計改革推進会議最終とりまとめ</p>	<p>平成29年5月19日</p>	<p>※全般的に関係</p>

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)				目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)						
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
基本計画に掲げられた諸施策を着実に実施するため、各府省を構成員とする会議等において各施策に関する検討・情報共有を行う。また、各府省に対して諸施策の進捗状況について毎年度報告を求めるなど、政府部内の進捗管理を実施	①	第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	62% (121事項/第Ⅰ期基本計画別表全196事項) 【平成25年度】	40%以上	51%以上		65%以上 (70事項以上/第Ⅱ期基本計画別表全107事項) 【平成30年度】	イ	
				65% (69事項/全107事項)	67% (72事項/全107事項)					
		第Ⅲ期基本計画(当初)に基づく諸施策の推進状況	令和2年6月2日の変更前の第Ⅲ期基本計画(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画(当初)」という。)の別表に掲げられた具体的な取組の実施率 <アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項中0事項) 【平成29年度】	-	-	57%以上 (106事項以上/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	71%以上 (132事項以上/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	100% (184事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項) 【令和4年度】	-
					-	-	56.5% (104事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)	66.3% (122事項/第Ⅲ期基本計画(当初)別表全184事項)		

<p>統計調査の精度向上等に向けた諸課題について、統計調査の審査・調整を通じ、各府省における着実な取組を推進</p>	<p>基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているもののうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合</p> <p>【参考(実績数値)】 平成25年度: 87.5% (21件/全24件) 平成26年度: 100% (11件/全11件) 平成27年度: 100% (16件/全16件) 平成28年度: 100% (16件/全16件) 平成29年度: 100% (11件/全11件)</p>	<p>100% (16件/全16件) 【平成27年度】</p>	<p>100% (16件/全16件)</p>	<p>100% (11件/全11件)</p>	<p>100% (15件/全17件)</p>	<p>100% (10件/全10件)</p>	<p>100% 【令和元年度】</p>	<p>ハ</p>
<p>上記目標は達成したが、公的統計を巡っては、平成31年1月に毎月勤労統計における不適切な処理が明らかになり、雇用保険等の給付や統計数値へ影響するという重大事態が発生した。これを受けて、統計委員会が行った全ての基幹統計・一般統計調査の一斉点検では、複数の統計調査において、計画どおりに履行されていない等の問題があることが明らかになった。一連の不適切統計問題を受けて、統計委員会等の場において、その原因分析と再発防止策等が検討され、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)が、統計改革推進会議統計行政新生部会において「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)が取りまとめられ、これらを踏まえて、令和2年6月2日に基本計画が変更されたところ、今後は、再発防止と公的統計の信頼回復に向けて、基本計画に盛り込まれた新たな取組を推進していくことになったことを踏まえ、「ハ」＝「目標を達成しておらず、目標(値)に近い実績も示していない」と判断した。</p>								
<p>国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと</p>	<p>2 統計調査の確実な実施及び統計精度の確保を目的として、質の高い統計調査員を確保する</p> <p>当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合 <アウトプット指標></p> <p>【参考(実績数値)】 算出方法: 登録調査員からの任命数(人) / 対象市区町村内における統計調査員の任命数(人) 平成22年度: 15.5% (110,109人/709,380人) 平成23年度: 75.1% (62,318人/82,926人) 平成24年度: 82.1% (62,275人/75,848人) 平成25年度: 65.1% (82,661人/126,908人) 平成26年度: 48.0% (114,837人/239,392人) 平成27年度: 14.3% (94,182人/657,263人) 平成28年度: 69.4% (62,874/90,509人) 平成29年度: 81.0% (63,711/78,675人) 平成30年度: 62.0% (75,087/121,181人)</p>	<p>57.2% (22年度～26年度の平均) 【平成26年度】</p>	<p>58%以上 (24年度～28年度の平均)</p> <p>56% (参考値: 61%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (25年度～29年度の平均)</p> <p>56% (参考値: 61%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (26年度～30年度の平均)</p> <p>55% (参考値: 60%※)</p> <p>※国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(詳細は、「評価の結果」中の「政策の分析」欄を参照)</p>	<p>58%以上 (27年度～令和元年度の平均)</p> <p>— (令和元年度分の取りまとめは令和2年末を予定)</p>	<p>58%以上 (27年度～令和元年度の平均) 【令和元年度】</p>	<p>ロ</p>

国際統計の発展及び我が国の公的統計の整備に資するため、国際統計活動への積極的参画及び国際協力を行う

3

国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、①国際会議での対応、②国際比較に必要なデータの提供等の国際協力を行うほか、③国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組を一層推進

①国際会議での対応、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を行うとともに、③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施【平成27年度】

①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出を実施

①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国連持続可能な開発目標(SDGs)に関する指標枠組みをはじめとする国際的なルール策定に参画した。②各国際機関等へのデータの提供をはじめとする照会案件に約260件対応したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催した。今年度は、我が国におけるSDGsの推進状況を的確に把握するため、国内機関(各府省等)と連携し、国連が定めたSDG指標と我が国の公的統計との対応表の整備に着手し

①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握

①各種国際会議及び専門家会合に10回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、ジェンダー統計について、各府省と連携し国際専門家グループへの登録といった取組を行い、平成29年3月の国連統計委員会においてジェンダー統計に関する国際会議(30年11月開催予定)の招致を表明し、29年10月の国際専門家グループ会合において正式に承認された。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約150件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,918名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さ

①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握

①各種国際会議及び専門家会合に11回参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。また、平成30(2018)年11月、ジェンダー統計の作成及び活用に関する能力の向上や知識の共有を目的として、国連統計部が隔年で各国と共催する「ジェンダー統計グローバルフォーラム」の第7回会合を、東アジア地域では初めて日本(東京)で開催した。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約200件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,625名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部

①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関するワーキンググループ」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握

①各種国際会議及び専門家会合9回のほか、関連するWeb会議に参加。参加に当たっては、国内機関との調整の上、対処方針に基づいて日本から発言を行い、国際的なルール策定に参画した。その際、国連統計委員会やジェンダー統計に関する機関専門家グループ(IAEG-GS)では、議長として会合の運営に貢献した。②国際協力の一環として、各国際機関等への国際比較可能なデータの提供をはじめとする照会案件に約310件対応し、国際的な統計活動に貢献したほか、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)が開発途上国の統計部局職員(1,273名)への統計研修等を実施するに当たり、日本国政府の協力機関として、現物及び現金寄与並びに役務の提供(職員派遣)による協力を行った。さらに、国連経済社会局統計部への職員派遣を引き続き行い、国連への協力を継続した。

①各種国際会議及び専門家会合に予算等の制約の範囲内で最大限(少なくとも年間10回程度)参加するほか、②国際機関等へのデータ提供等の国際協力を実施し、③国際動向を国内に適切に反映させるため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を年複数回開催して各府省と対面での情報提供等を実施し、次年度以降の取組に向けた課題抽出に加え、前年度に抽出した課題に対する取組状況を把握【令和元年度】

1

				た。次年度以降は、我が国から国連へのSDG指標に関するデータの報告に向けた体制を構築していく。	らに、国連との調整の結果、国連経済社会局統計部への総務省職員の派遣制度を人的リソースという形で実現することができた。 ③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を2回開催(各回ともに、12府省等出席)し、前年度から検討しているSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。その後、各府省等と連携し、SDGs推進本部幹事会において、我が国におけるSDG指標の整備に係る推進体制を決定した。さらに、SDG指標のデータ提供に向け、本決定に基づき、担当府省庁等の整理協議を行った。	への職員の派遣を省内公募し、職員を1名派遣し、国連への協力を職員派遣という形で更に拡大した。 ③「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成30年12月に同連絡会議に替えて「国際統計に関するワーキンググループ」を設置)を2回開催し、引き続きSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。今年度においては、6月のSDGs推進本部幹事会において、主に指標の算出を担当する府省の確定が行われ、更に12月のSDGs推進本部幹事会において、指標に関連する政策を所管する部局による指標の作成方法等の確認・確定手順が決定された。	③ わが国におけるSDG指標への対応に関しては、6月のSDGs推進本部幹事会において、指標の作成方法等を決定するとともに、SDGs推進本部に指標の取りまとめ状況を報告した後、8月に日本政府共通のSDGsウェブサイトにおいて、全244指標(当時)のうち125指標のデータを公表した。「国際統計に関するワーキンググループ」を開催し、2020年に行われるSDGグローバル指標の包括的見直しに向けSDG指標に対する日本の対応可能性を引き続き拡大していくよう努める必要があるという課題を共有した。			
オープンデータの活用促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること	データ分析を担う人材を育成するため、MOOC講座等の学習基盤を整備	④	データサイエンス・オンライン講座の受講者数 <アウトプット指標>	受講者数:23,800人 【平成27年度】	受講者数:25,200人以上	受講者数:25,200人以上	受講者数:25,200人以上	受講者数:23,900人以上 ※ 平成30年度のEBPM取組において、実例創出の対象政策としてロジックモデルを整理し、施策目標等の見直しを実施。これに伴い、基準年度から平成30年度までの実績と令和元年度の各講座の開講予定数を基に、講座ごとに受講者数の目標値を再設定	受講者数:23,900人以上 【令和元年度】	イ
				37,811人	23,851人	27,503人	36,682人			

社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること	国勢の基本となる統計の確実な作成・提供	⑤	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 ＜アウトプット指標＞	99% 【平成27年度】 (182件/184件)	100%	100%	100%	100%	100% 【令和元年度】 (180件/180件)	ハ	
			上記目標は達成したが、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理(調査員が調査対象を不定期にしか訪問せず、訪問しなかった月には前月の数値を報告するなど)が明らかとなっており、国や都道府県による現地監査を強化するなど、再発防止に取り組んでいることを踏まえ、「ハ」=「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断した。	99% (175件/177件)	100% (173件/173件)	99% (175件/176件)	100% (180件/180件)				
	大規模調査におけるオンライン調査の活用促進	6	平成28年経済センサス-活動調査のオンライン調査利用割合 ＜アウトプット指標＞	約0.5% (約400万件中約2万件) 【平成23年度】	10%以上 (約400万件中約40万件以上)	/	/	/	/	10%以上 (約400万件中約40万件以上) 【平成28年度】	イ
			22% (3,400,827件中、749,474件)	22% (3,400,827件中、749,474件)							
統計情報の適時的確な提供	7	7	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) ＜アウトプット指標＞	830件 (23年度~27年度の平均) 【平成27年度】	830件以上	830件以上	830件以上	830件以上	830件以上 【令和元年度】	ロ	
			【参考(実績件数)】 平成23年度:512件 平成24年度:786件 平成25年度:864件 平成26年度:980件 平成27年度:1,002件 平成28年度:938件 平成29年度:656件 平成30年度:647件 令和元年度:683件	914件	888件	845件	785件				
統計情報の適時的確な提供	8	8	統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) ＜アウトプット指標＞	507件 (23年度~27年度の平均) 【平成27年度】	510件以上	510件以上	510件以上	510件以上	510件以上 【令和元年度】	ロ	
			【参考(実績件数)】 平成23年度:369件 平成24年度:409件 平成25年度:669件 平成26年度:470件 平成27年度:615件 平成28年度:408件 平成29年度:506件 平成30年度:450件 令和元年度:407件	514件	534件	490件	477件				

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	API機能を利用できる統計調査を増やし、e-Statから提供する統計表の充実を図る	⑨ 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞ ※ 測定指標の対象は、「統計表ダウンロード件数」、「データベース利用件数」、「APIリクエスト件数」の3つの合計値	5,382万件 【平成27年度】	5,848万件以上	6,820万件以上	6,663万件以上	7,517万件以上	7,517万件以上 【令和元年度】 ※API(Application Programming Interface)機能:手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能	イ
			6,049万件 【平成29年度】	6,740万件	6,049万件 (従前はエラー処理によって実質的に提供できなかった場合についても、件数に包含していたが、平成29年度に実施したシステム更改によって、正常処理の場合のみ、件数として把握するよう改善したため減少した)	9,762万件 (うちAPI機能の利用件数:7,301万件)	13,813万件 (うちAPI機能の利用件数:10,150万件)		
			※平成29年度のシステム更改を踏まえ、同年度の実績値を基に、平成30年度からの目標値を再設定						
	統計局ホームページのリニューアルを実施し、利用者の利便性向上を図る	⑩ 統計局ホームページのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	4,177万件 【平成26年度】	4,540万件以上	4,720万件以上	4,900万件以上	5,000万件以上	5,000万件以上 【令和元年度】	イ
				4,045万件	3,907万件	6,681万件	6,505万件		
	公共データの民間開放(オープンデータの推進のため、オープンデータの最高ランク形式であるLOD形式で提供するデータを充実させる	11 LOD(Linked Open Data)のアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	17,200件 【平成28年度】	17,200件以上	225,000件以上	315,000件以上	409,500件以上	409,500件以上 【令和元年度】 ※ LOD(Linked open data):メタデータ(データを表す情報)を国際標準に準拠した形式で整備し、容易なデータ検索及び関係するインターネット上の他のデータとの相互リンクを可能とするデータ	イ
				151,566件	199,923件	468,938件	1,941,911件		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	進展が大きくない
	(判断根拠)	測定指標1については、当初想定していた目標は概ね達成したものの、「政策の分析」欄に記載のとおり、不適切統計問題が生じて新たな取組を始めたところであることを踏まえ、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と評価した。 測定指標3、4、6、9、10及び11は目標を達成している状況であることから、本施策は目標達成とした。 測定指標5自体は目標を達成している状況であるが、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理が明らかとなっており、国や都道府県による現地監査を強化するなど、再発防止に取り組んでいることを踏まえ、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断した。 測定指標2、7及び8は目標には達していないが、取組として進捗が遅れているものではないため、本施策は「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」とした。 これらの目標達成状況を総合的に考慮した結果、「進展が大きくない」と判断した。

		<p><施策目標>国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと</p> <p>当該施策目標については、第二期・第三期基本計画に掲げられた諸施策全体を着実に推進するとともに、具体的な事例として、ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進のため、情報セキュリティが確保された環境で調査票情報を用いた集計・分析を行うことができるオンサイト施設を整備(全国12か所)・オンサイト利用可能な統計調査の拡充を図る(54調査)、広範にわたるサービス分野の経済実態を産業横断的に捕捉するため、既存の統計調査を統合・再編し、「経済構造実態調査」を実施(令和元年度)するなどの取組を行った。また、基幹統計調査に係る統計委員会答申において付された「今後の課題」について、統計調査の審査・調整を通じ、その実施を求めることで統計調査の精度向上等に取り組んできている。なお、測定指標1中、「基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているもののうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合」について、平成30年度の実績が88.2%(15件/17件)となっているが、これは、統計委員会での検討の結果、措置が不十分とされたものがあつたためである。当該案件については、結果精度の向上のため、調査実施者の省内に検討会を立ち上げる等、課題への対応を開始しているところであり、次の統計委員会への諮問までに対応を完了できるよう、総務省としても対応状況を注視している。</p> <p>調査員の確保に関連しては、登録調査員の確保のほか、地方公共団体の統計業務従事職員やベテラン統計調査員(統計調査指導員等)の登録調査員以外から任命された統計調査員に対する丁寧なサポートや支援等、関係府省及び地方公共団体と連携して、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る等の取組を行っているところである。なお、測定指標2は、各年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合(当該年度における登録調査員からの任命数/当該年度における対象市区町村内における統計調査員の任命数。国勢調査を含む。)を5年度分平均して算出するものと設定していたが、参考値として、国勢調査を除いた5年度分の合計の任命数から算出した割合(登録調査員からの任命数(5年度分の合計)/対象市区町村内における統計調査員の任命数(5年度分の合計)。国勢調査を除く。)を掲載している。これは、他の統計調査と比較して突出して多くの統計調査員を必要とする国勢調査の性質を考慮したものであり、国勢調査を除いた大規模統計調査の実施に際して必要となる統計調査員数を確保するという登録調査員制度の趣旨のもと、本制度の進捗を測る指標として、参考値の方がより実態を適切に反映するものだからである。</p> <p>加えて、各種国際会議及び専門家会合等に参加したほか、我が国におけるSDG指標への対応として、SDG指標の作成方法等を決定し、指標を取りまとめ、全244指標(当時)のうち125指標のデータを公表するなどの取組を行った。</p> <p>このように、当初想定していた目標は概ね達成できたところであるが、他方、公的統計を巡っては、平成31年1月に毎月勤労統計における不適切な処理が明らかになり、雇用保険等の給付や統計数値へ影響するという重大事態が発生した。これを受けて、統計委員会が行った全ての基幹統計・一般統計調査の一斉点検では、複数の統計調査において、計画どおりに履行されていない等の問題があることが明らかになった。一連の不適切統計問題を受けて、統計委員会等の場において、その原因分析と再発防止策等が検討され、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について(建議)」(令和元年9月30日)が、統計改革推進会議統計行政新生部会において「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)が取りまとめられ、これらを踏まえて、令和2年6月2日に基本計画が変更されたところ、現在、再発防止と公的統計の信頼回復に向けて、当該基本計画に盛り込まれた新たな取組を推進している。</p>
	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること</p> <p>将来の経済成長を担う“データサイエンス”力の高い人材育成のための取組として、自らの学びをサポートするウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義「データサイエンス・オンライン講座」を開設している。この下に「社会人のためのデータサイエンス入門」、「社会人のためのデータサイエンス演習」及び「誰でも使える統計オープンデータ」の各講座を実施し、これまで社会人を中心として多数の方が受講している状況にある。平成29年度は、新たに公的統計を用いたデータ分析手法に係る講義を中心とした専門的な講座を開講し、基礎的な講座より優先して提供を実施したが、統計データと地図を組み合わせた統計GISや統計APIの活用など専門性が高かったことから、受講者数が目標を若干下回ることとなった。令和元年度は、年間を通じて継続的に3講座の提供(募集期間を含む)を行い、受講機会の拡大を図ったり、広報の回数を前年度より増やす等、講座の周知に取り組んだところ、統計に対する社会的な関心の高まりも受けて受講者の増加につながり、結果的に受講者数が目標を大幅に上回ることとなった。全体の評価としては、おおむね目標値に近い数値となっていること、翌年以降は設定目標を上回っていることから、「目標達成」と判断した。</p>
		<p><施策目標>社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること</p> <p>各種統計調査の適切な実施・公表により、我が国における社会経済情勢を適時的確に把握・提供している。これにより、GDPを推計する際の不可欠なデータや経済波及効果を推計する際の基礎資料となるデータを提供するとともに、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供することができたと言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年経済センサス・活動調査や平成30年住宅・土地統計調査を始めとする各種統計調査をスケジュールどおりに遅滞なく確実に公表するなど、社会経済情勢を適時的確に把握する統計を整備・提供した。 ・しかしながら、統計局所管の統計調査において不適切な事務処理(統計調査員による不適切な事務処理(毎月行うべき調査先訪問を不定期に行った等))が明らかとなり、再発防止策として国や都道府県による現地監査や調査員への指導・研修の一層の必要性が認識されたため、その強化等の措置を講じた。統計調査への信頼を損なうことがないよう、引き続き適切な調査方法により正確な統計データを提供していく必要があることから、測定指標5は数値目標を達成しているものの、「目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない」と判断することが妥当である。 ・正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上を図るオンライン調査推進に向けた広報活動等により、測定指標6の目標を大幅に上回って達成した。
評価結果		<p><施策目標>統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること</p> <p>当該施策目標について、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることで、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数、統計局ホームページのアクセス件数が目標を大きく上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標7については、掲載される記事数は社会情勢等による影響を受けるものと考えられるところ、目標を達成することはできなかったことから「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」としているが、遅滞なく、かつ分かりやすい統計を公表することは今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き、公表後の記者レクなどによる掲載数増加に向けた取組を行う。 ・測定指標8についても、白書作成を担う各府省の意向に影響を受けるものと考えられるところ、目標を達成することはできなかったことから「目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合」としているが、社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実かつ適時的確に作成し、分かりやすい統計を提供するとともに、社会的なトピックスに合わせたタイミングで統計情報を用いたコラム(例えば、こどもの日や敬老の日にあわせた関連するもの)を発表するなどし、国民にとって親しみやすい形で発信することは今後も施策目標達成の指標として重要であるとする。 ・測定指標9については、平成31年4月の統一地方選挙に関し、e-Stat API機能を利用し各地域の人口表示等を行う外部サイトの影響を強く受けたことにより一時的な増加がみられる。全体としては、掲載する統計表やAPI機能で取得可能な統計データを拡充することにより統計利用者の利便性の向上を図ることにより目標値を達成した。 ・測定指標10については、平成28年度、29年度はHPリニューアル前で利便性が改善される前であったことなどによりアクセス数が目標を下回ったと考えられるが、平成30年度以降は統計局HPのリニューアル、平成30年住宅・土地統計調査の実施内容の周知を行うなどのコンテンツ充実のほか、統計不正問題による関心も相まって大きくアクセス件数が伸びたものと考えられる。 ・測定指標11については、平成30年度及び令和元年度にLOD形式で提供するデータを拡充し、統計利用者の利便性の向上を図っているところ。平成28年度は目標「17,200件以上」に対し実績「151,566件」で目標を上回っており、これを踏まえ、平成29年度事前分析表作成時に目標値を当初よりも高く設定するよう見直ししているが、平成30年度及び令和元年度は目標を達成したことから、「目標達成」としている。なお、LOD形式で提供するデータ数は、平成28年度:約3億、平成29年度:約4億、平成30年度:約13億、令和元年度:約21億で推移している。

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1については、今般の不適切統計問題を受けて、再発防止と信頼回復を図るため、令和2年度から、従前の施策目標「国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組むこと」に替えて、新たな施策目標として「公的統計の体系的・効率的な整備を進めるとともに、統計の品質管理を徹底すること」を設定する。その施策手段には「基本計画に掲げられた諸施策の実現」を設定し、測定指標には、「第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率」を設定する。なお、測定指標2及び3に該当する施策（「統計調査の確実な実施及び統計精度の確保を目的として、質の高い統計調査員を確保する」及び「国際統計の発展及び我が国の公的統計の整備に資するため、国際統計活動への積極的参画及び国際協力を行う」）は、基本計画にも盛り込まれており、基本計画の実施状況を測定することにより引き続き進捗管理を行う。 ・測定指標4については、平成30年度のEBPM取組において、本施策の目的や目標とする効果についてロジックモデルを整理し、従前の施策目標である「“データサイエンス”力の高い人材の育成」については、「第Ⅲ期基本計画」における本施策の位置付け等から「受講者の統計リテラシーの向上」と「統計調査に対する協力意識の醸成」に見直している。さらに従前の施策手段である「MOOC講座等の学習基盤を整備」については、平成30年度までに3つの講座が構築できたことから、次期目標では、従前の施策目標「オープンデータの利活用の促進及び日本の企業活動のため、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講座等の学習基盤を整備することにより、“データサイエンス”力の高い人材の育成を図ること」に替えて、新たな施策目標として「統計リテラシーの向上と統計調査に対する協力意識の醸成」を設定する。その施策手段には「インターネットによるオンライン講座を実施」を設定し、測定指標には、「データサイエンス・オンライン講座の各講座の受講者数」を設定する。なお、新たな施策目標とした国民の統計リテラシーの向上は今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き指標として設定することとする。また、これまでは提供する講座のスケジュールが毎年異なっていたが、令和2年度以降は3講座の再開講のみを対象とすることとし、基準値及び目標値を再設定している。 ・測定指標5については、統計データを確実に遅滞なく公表する目標が達成できているところであるが、統計調査への信頼を損なうことがないように、引き続き適切な調査方法により正確な統計データを提供していくことは今後も施策目標達成の指標として重要であることから、引き続き指標として設定することとする。 ・測定指標6については、第Ⅲ期基本計画でもオンライン調査の推進が引き続き掲げられている中、平成28年に実施した大規模周期調査のオンライン調査における回答数のみを指標として設定することは適切ではない。しかしながら、統計調査により実施時期、対象数、属性等が異なり、年度ごとに異なる統計調査を指標として設定して達成状況を測定していくことは困難であることから、測定指標からは削除し、今後は基本計画の実施状況を測定することにより、引き続きオンライン調査の活用促進を図ることとする。 ・測定指標7、8、9及び10については、一定の有用性があることから、引き続き、主要5紙及び各府省の年次報告書（白書）への掲載件数並びにe-Statの統計表及び統計局HPへのアクセス件数を指標とする。なお、測定指標7については社会情勢等により、測定指標8については白書作成の意向により影響を受けるものと考えられるため、本評価書における目標値を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。また、測定指標9については平成29年度のシステム更改に併せ利用実績取得方法を変更したことから、平成30年度及び令和元年度それぞれに目標値を別途設定したが、次期目標についてはシステム更改後の実績を踏まえて設定（なお年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、平成30年度及び令和元年度の平均値を採用）する。 ・測定指標11について、現状、e-Statで公開している統計データのメタデータ（属性情報）は各調査により異なり、同じ内容であっても機械的には同一と判別できないことから、検索性能に課題がある。今後は、e-Statの統計データの検索性向上に向け、LOD形式の統計データの拡充から、「総合的対策に基づく改革工程表」（令和2年6月2日統計行政推進会議申合せ）において求められている、ユーザによる再入力や書式変換等の不要な、利用しやすいデータ形式による統計情報の提供の推進へ取り組み、次期事前分析表「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の統計表データの利用件数により、引き続き評価・測定を図ることとし、当指標については次期事前分析表の測定指標からは削除する。今後のLOD形式を含む統計データの提供形態については、統計改革において求められる取組内容等も踏まえ、検討の上、取組を進めることとする。 	
	（令和3年度予算概算要求に向けた考え方）	
	Ⅲ 予算の継続・現状維持	
	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	政策評価結果を踏まえ、公的統計は国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」であることから、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与するため、必要な経費を要求する。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	・令和2年7月、田淵雪子構成員から、統計調査において不適切な事務処理が発生した理由を政策の分析欄に記載すべきとの御意見を頂き、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm） ・統計法施行状況報告（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm） ・政府統計の総合窓口（e-Stat）（https://www.e-stat.go.jp/）
-------------------------------	---

担当部局課室名	統計局総務課 他10課室 政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 永島 勝利 政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 山田 幸夫	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	--	--------	--	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）又は施策の進捗状況（実績）」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 凡例「イ」：目標達成、「ロ」：目標未達成であるが目標（値）に近い実績を示した、「ハ」：目標未達成であり目標（値）に近い実績を示していない、「一」：目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。